⑵4　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑵5　本工事は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う試行工事である。

⑵6　本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

⑵7　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特別仕様書によることとする。

２　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　関東農政局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」及び「建築一式工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再認定を受けた者を除く。

⑷　関東農政局における令和５・６年度一般競争参加資格の認定の際に、「土木一式工事」及び「建築一式工事」について、それぞれ客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。また、上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑸　施工実績

①　平成20年４月１日から令和５年３月31日まで（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

②　同種工事とは、「土木工事」においてはコンクリート工、「建築工事」においては鉄筋コンクリート造を含む工事とし、また「土木工事」と「建築工事」の両方の実績を有しているものとし、いずれも規模は問わないものとする。なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　下記①から③に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、配置予定技術者の専任（専任要否を含む）にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項、第２項及び同施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項の定めによるものとする。

①　配置予定技術者は、監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。主任技術者にあっては、１級又は２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　監理技術者にあっては、１級建設機械施工技士、主任技術者にあっては、１級又は２級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木又は農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木、農業―農業農村工学」、「森林―森林土木」又は「水産―水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

ウ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

②　平成20年４月１日から令和５年３月31日まで（過去15年間）に、コンクリート工（規模は問わない。）を含む工事の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。なお、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。経常建設共同企業体にあっては、１人の主任（監理）技術者が前記に示す同種工事の工事経験を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　機場建築工施工時までに、監理技術者にあっては１級建築施工管理技士、主任技術者にあっては１級又は２級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置することとし、申請時には配置予定技術者を求めないものとする。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア　監理技術者にあっては、一級建築士、主任技術者にあっては、一級又は二級建築士の資格を有する者

イ　これと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

⑺　技術提案　技術提案が適正であること。

⑻　本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「関東農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15関総第366号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　企業評価

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴の①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。